

船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成14年船橋市条例第58号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(安全基準)</p> <p>第2条 条例第6条の安全基準は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができる場所において試料を採取し、それぞれ土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号。以下「告示」という。)別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成14年船橋市条例第58号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(安全基準)</p> <p>第2条 条例第6条第1項の安全基準は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができる場所において試料を採取し、それぞれ土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号。以下「告示」という。)別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p>

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公

体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為の写し

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

(4) その他市長が必要があると認める書類

3 市長は、第1項第7号の規定により認定をしたときは公共的団体認定通知書(第2号様式)により、認定をしないこととしたときはその旨を書面により、当該認定の申請をした者に通知する。

(適用除外の事業)

第4条 条例第9条第3号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

(1) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う事業

(2) 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業

(3) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う事業

(4) その他市長が認める事業

(土地所有者の同意)

第5条 条例第10条(条例第14条第5項において準用する場合

共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為の写し

(2) 登記事項証明書

(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

3 市長は、第1項第7号の規定により認定をしたときは、公共的団体認定通知書(第2号様式)により、当該認定の申請をした者に通知する。

を含む。)の同意は、特定事業区域内土地使用同意書(第3号様式)(当該同意に係る特定事業が条例第12条第2項に規定する一時堆積事業である場合にあっては、特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書(第4号様式))により行わなければならない。

(事前協議書)

第6条 条例第11条の規定により協議をしようとする者は、特定事業(変更)許可事前協議書(第5号様式)に市長が必要があると認める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第11条の規定による協議が成立したときは、特定事業(変更)許可事前協議済書(第6号様式)を、協議をした者に交付するものとする。

3 特定事業(変更)許可事前協議済書の有効期間は、これを交付した日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間とする。

(事前協議の特例)

第7条 船橋市環境共生まちづくり条例(平成7年船橋市条例第21号)第12条に規定する開発協議は、条例第11条の規定による協議とみなす。

(許可の申請)

第8条 条例第12条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書(第7号様式)とする。

(許可の申請)

第4条 条例第10条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書(第3号様式)とする。

2 条例第12条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)
- (2) 申請者の印鑑登録証明書(法人である場合にあっては、印鑑証明書)
- (3) 誓約書(第8号様式)
- (4) 申請者が条例第13条第1項第1号カに規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
- (5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- (6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)
- (7) 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- (8) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (9) 特定事業区域内土地使用同意書及び同意した者の印鑑登録証明書(法人である場合にあっては、印鑑証明書)

2 条例第10条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)

- (4) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (12) 土地所有者の承諾書

- (10) 特定事業場の土地所有者及び隣接土地所有者(農地である場合にあつては、耕作者を含む。)の土砂等の埋立て等に関する施工同意書(第9号様式)(特定事業区域の土地所有者と同一の者が特定事業場又は隣接地の土地所有者である場合その他市長が認める場合にあつては、この限りでない。)
- (11) 特定事業の施工方法及び工程、現場組織表(第10号様式)その他市長が定める事項を記載した特定事業の施工計画書
- (12) 現場責任者選任証書(第11号様式)
- (13) 特定事業が別表第4に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
- (14) 事業履行誓約書(第12号様式)
- (15) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (16) 特定事業場及び特定事業区域の土地の実測図
- (17) 特定事業場の土地利用計画図
- (18) 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図
- (19) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書(第13号様式)及び地質分析(濃度)結果証明書(第14号様式。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境

- (10) 特定事業の施工方法及び工程、施工に係る組織その他市長が定める事項を記載した特定事業の施工計画書
- (11) 特定事業が別表第4に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
- (13) 事業履行の誓約書
- (2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (5) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書(第4号様式)及び地質分析結果証明書(第5号様式。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量

計量士」 という。)が発行したものに限る。以下同じ。)

- (20) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書
- (21) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工前後の構造及び地盤高さが確認できるものに限る。)
- (22) 土砂等の搬入計画書(第15号様式)及び搬入経路図
- (23) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が採られていることを示す書面
- (24) 排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面、排水計画図、構造図及び雨水流出量等の計算書
- (25) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が採られていることを示す書面
- (26) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
- (27) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図
- (28) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (29) 搬入する土砂等が安全基準に適合することを証する書類

士」 という。)が発行したものに限る。以下同じ。)

- (6) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書
- (3) 特定事業場の平面図及び断面図(特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。)
- (7) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
- (8) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図
- (9) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(30) 特定事業区域の現況写真

(31) その他市長が必要があると認める書類及び図面

3 条例第12条第1項第11号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 特定事業場の面積

(2) 特定事業の目的

(3) 特定事業が条例第13条第4項の規定により法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものにあつては、当該法令等の題名

(4) 関係書類等の縦覧場所

(5) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び役員の名)

(6) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の名

(7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名(これらの者が法人である場合にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の額

(8) 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

(14) その他市長が必要があると認める書類及び図面

3 条例第10条第1項第10号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 特定事業場の面積

(2) 特定事業の目的

(3) 特定事業が条例第11条第4項の規定により法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものにあつては、当該法令等の題名

(4) 関係書類等の縦覧場所



- 4 条例第12条第2項に規定する申請書は、特定事業(一時堆積事業)許可申請書(第16号様式)とする。
- 5 条例第12条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- (1) 第2項第1号から第8号まで、第10号、第11号、第14号から第18号まで、第23号から第25号まで、第29号及び第30号に掲げる書類及び図面
  - (2) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
  - (3) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、第2項第19号に掲げる書類及び図面
  - (4) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。)
  - (5) 土砂等の堆積が最大となった場合の土量計算書
  - (6) 土砂等の搬出入計画書(第17号様式)及び搬出入経路図
  - (7) 特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書同意をした者の印鑑登録証明書(法人である場合にあつては、印鑑証明書)
  - (8) その他市長が必要があると認める書類及び図面
- 6 条例第12条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 特定事業の期間

- 4 条例第10条第2項に規定する申請書は、特定事業(一時たい積事業)許可申請書(第6号様式)とする。
- 5 条例第10条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- (1) 第2項第1号、第2号、第4号及び第11号に掲げる書類及び図面
  - (2) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
  - (3) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、第2項第5号に掲げる書類及び図面
  - (4) 特定事業場の平面図及び断面図(土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。)
  - (5) その他市長が必要があると認める書類及び図面
- 6 条例第10条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 特定事業の期間

(2) 第3項第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項

7 第2項第19号及び第5項第3号に規定する特定事業区域に係る表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10

(2) 第3項第1号、第3号及び第4号に掲げる事項

7 第2項第5号に規定する特定事業区域に係る表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10

9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができる場所において行うこと。

(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

(条例第13条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人)

第9条 条例第13条第1項第1号キ及びクに規定する規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) その他継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(構造上の基準)

第10条 条例第13条第1項第7号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第13条第2項第3号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができる場所において行うこと。

(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

(構造上の基準)

第5条 条例第11条第1項第3号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第11条第2項第3号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(構造上の基準に係る適用除外)

第11条 条例第13条第4項の規則で定めるものは、別表第4に定めるとおりとする。

(許可等の決定)

第12条 市長は、条例第9条の許可の申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をし、その旨を特定事業許可(不許可)決定通知書(第18号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(変更の許可を要しない軽微な変更)

第13条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 氏名若しくは名称、住所又は法人の場合にあっては代表者の氏名の変更

(2) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び役員の氏名)の変更

(3) 条例第9条の許可を受けた者に係る次に掲げる者の変更

ア 法定代理人が法人である場合におけるその役員

イ 申請者が法人である場合におけるその役員

ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

(構造上の基準に係る適用除外)

第6条 条例第11条第4項の規則で定めるものは、別表第4に定めるとおりとする。

(許可等の決定)

第7条 市長は、条例第9条の許可の申請を受理したときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をし、その旨を特定事業許可(不許可)決定通知書(第7号様式)により、当該申請をした者に通知する。

エ 第9条に規定する使用人

(4) 現場事務所の位置の変更

(5) 現場責任者の氏名又は職名の変更

(6) 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)

(7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所又は土砂等の搬入計画の変更

(8) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更

(9) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設等の構造の変更(変更前と同等以上の機能を持つものへの変更に限る。)

(10) 関係書類等の縦覧場所の変更

(11) 土地所有者の変更

(変更の許可の申請等)

第14条

条例第14条第3項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書(第19号様式)とする。

2 条例第14条第3項の規則で定める書類及び図面は、特定事業(一時堆積事業を除く。)に係るものにあつては第8条第2項

(変更の許可の申請等)

第8条 条例第12条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、氏名若しくは名称、住所、法人の代表者の氏名、特定事業に使用される土砂等の量若しくは採取場所又は土砂等の搬入計画の変更とする。

2 条例第12条第2項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書(第8号様式)とする。

各号に掲げるもののうち変更に係る書類及び図面並びに特定事業区域内土地使用同意書、一時堆積事業に係るものにあつては第8条第5項各号に掲げるもののうち変更に係る書類及び図面並びに特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書とする。

3 条例第14条第3項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び役員の氏名)

(2) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名

(3) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名(これらの者が法人である場合にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の額

(4) 申請者に第9条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名

4 市長は、条例第14条第1項の変更の許可の申請があつたと

3 条例第12条第2項の規則で定める書類及び図面は、第4条第2項各号及び第5項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面並びに土地所有者の変更を承諾した書面とする。

4 市長は、条例第12条第1項の変更の許可の申請を受理した

きは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をしたときは、その旨を特定事業変更許可(不許可)決定通知書(第20号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(軽微な変更の届出等)

第15条 条例第15条の規定による届出は、特定事業軽微変更届出書(第21号様式)に、変更に係る書類及び図面を添付して行うものとする。

2 条例第15条の規定による通知は、特定事業軽微変更通知書(第22号様式)により行うものとする。

(標識等)

第16条 条例第17条第1項に規定する標識は、土砂等の埋立て等に関する標識(第23号様式)とする。

2 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項

ときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をし、その旨を特定事業変更許可(不許可)決定通知書(第9号様式)により、当該申請をした者に通知する。

5 条例第12条第3項の規定による届出は、特定事業変更届出書(第10号様式)により行うものとする。

(事前協議の特例)

第9条 船橋市環境共生まちづくり条例(平成7年船橋市条例第21号)第12条に規定する開発協議は、条例第13条の規定による事前協議とみなす。

(事前協議書)

第10条 条例第13条の規定により協議を行おうとする者(前条に規定する開発協議を行った者を除く。)は、特定事業許可事前協議書(第11号様式)に市長が必要があると認める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

とする。

(1) 許可年月日及び許可番号

(2) 特定事業の目的

(3) 特定事業区域の所在地

(4) 特定事業を行う者の住所又は所在地及び連絡先の電話番号

(5) 特定事業の許可期間

(6) 特定事業場及び特定事業区域(一時堆積事業にあっては、特定事業場)の面積

(7) 埋立て等に使用する土砂等の搬入予定量(一時堆積事業である場合にあつては、土砂等の堆積が最大となった場合の土砂等の量及び土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量)

(8) 特定事業場及び特定事業区域の見取図

3 条例第17条第2項の表示は、境界線上に木製の杭を視認できるように設置することにより行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法と同等以上の効果を有する方法であると市長が認める場合にあつては、条例第17条第2項の表示は、当該方法によることができる。

(特定事業の着手の届出)

第17条 条例第18条の規定による届出は、特定事業着手届出

(特定事業の着手の届出)

第11条 条例第9条の許可を受けた者は、特定事業を開始し



書(第24号様式)に、標識を設置したことを証する写真を添えて行うものとする。

(土砂等の搬入の届出)

第18条 条例第19条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届出書(第25号様式)により行うものとする。

2 条例第19条の当該発生場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、次に掲げる書面とする。

(1) 当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(第26号様式)

(2) 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の位置図及び平面図

(3) 土砂等の発生場所の土地利用図

(4) 土砂等の発生場所の現場写真

3 条例第19条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。

5 条例第19条第2号の当該採取場から採取された土砂等であ

た日から10日以内に特定事業着手届出書(第12号様式)を市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第12条 条例第15条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届出書(第13号様式)により行うものとする。

2 条例第15条の当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、次に掲げる書面とする。

(1) 当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(第14号様式)

(2) 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図

(3) 土砂等の採取場所の土地利用図

(4) 土砂等の採取場所の現場写真

3 条例第15条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書及び地質分析結果証明書とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。

5 条例第15条第2号の当該採取場から採取された土砂等で

ることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書(第27号様式)とする。

(土砂等管理台帳)

第19条 条例第20条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(第28号様式)(一時堆積事業の場合にあっては、土砂等管理台帳(一時堆積事業用)(第29号様式))によるものとする。

2 条例第20条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可を受けた者の氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- (2) 特定事業の許可年月日及び許可番号
- (3) 特定事業区域の位置及び面積
- (4) 特定事業の許可期間
- (5) 特定事業に使用する土砂等の量(一時堆積事業の場合にあっては、特定事業に使用する土砂等の搬入量及び搬出量)
- (6) 現場責任者の氏名及び職名
- (7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名及び住所(法人である場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

あることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

(8) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名

(9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)

3 条例第20条第1項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第1項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

(土砂等の量等の報告)

第20条 条例第20条第2項の規定による報告は、当該特定事業に着手した日から6月ごとに当該6月を経過した日から10日以内(特定事業の休止をしようとするときは当該休止をしようとする期間の開始の日から10日以内、特定事業を廃止し、又は完了したときは条例第23条第3項又は条例第24条第1項の規定による届出を行う時。以下この条において同じ。)に、特定事業状況報告書(第30号様式)に特定事業区域の状況が確認できる現況写真を添えて行うものとする。

2 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、条例第20条第2項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から10日以内に、特定事業(一時堆積事業)状況報告書(第31号様式)に特定事業区域の状況が確認できる現況写真を添えて行うものとする。

(土砂等の量等の報告)

第13条 条例第16条の規定による報告は、当該特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から10日以内(特定事業を廃止し、休止し、又は完了したときは、条例第20条第2項又は第21条第1項の規定による届出の時)に、特定事業状況報告書(第15号様式)により行うものとする。

2 特定事業が一時たい積事業である場合にあっては、条例第16条の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から10日以内(特定事業を廃止し、休止し、又は完了したときは、条例第20条第2項又は第21条第1項の規定による届出の時)に、特定事業(一時たい積事業)状況報告書(第16号様式)

(地質検査)

第21条 条例第21条第1項の規定による地質検査は、特定事業に着手した日から6月ごと(条例第23条第3項又は第24条第1項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの下、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあつては、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 地質調査は、前号の規定により作成された試料につい

により行うものとする。

(地質検査)

第14条 条例第17条第1項の規定による地質検査は、特定事業を開始した日から6月ごと(条例第20条第2項又は第21条第1項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの下、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあつては、別に定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 地質調査は、前号の規定により作成された試料につい

て、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

2 特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、条例第21条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごと(条例第23条第3項又は第24条第1項の規定による届出(表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。))を行った場合にあつては、市長の指定する職員の立会いの下、市長が指定する期日)に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 次に掲げる場合にあつては、地質検査を省略することができる。

(1) 特定事業に着手した日から6月(一時堆積事業である場合にあつては、3月。以下この項において同じ。))を経過するごとの期間に土砂等の搬入がないと市長が認める場合

(2) 条例第23条第3項の規定による届出をする日から6月前までに土砂等の搬入がないと市長が認める場合

(3) 条例第24条第1項の規定による届出(特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造を有する特定事業区域において行われた一時堆積事業である

て、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

2 特定事業が一時たい積事業である場合にあつては、条例第17条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごと(条例第20条第2項の規定による廃止の届出又は条例第21条第1項の規定による完了の届出(表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。))を行った場合にあつては、市長の指定する職員の立会いの下、市長が指定する期日)に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届出書に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあつては、これを省略することができる。

場合を除く。)をする日から6月前までに土砂等の搬入がないと市長が認める場合

(水質検査)

第22条 条例第21条第1項の規定による水質検査は、特定事業に着手した日から6月ごと(条例第23条第3項又は第24条第1項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの下、試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める測定方法により行わなければならない。

2 特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、条例第21条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごと(条例第23条第3項又は第24条第1項の規定による届出を行った場合にあつては、市長の指定する職員の立会いの下、市長が指定する期日)に試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める測定方法により行わなければならない。

(地質検査等の報告)

第23条 条例第21条第1項の規定による報告は、特定事業に着手した日から6月ごとに当該6月を経過した日から10日以内(条例第23条第3項又は第24条第1項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日まで)に、特定事

(水質検査)

第15条 条例第17条第1項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごと(条例第20条第2項又は第21条第1項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの下、試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める測定方法により行わなければならない。

2 特定事業が一時たい積事業である場合にあつては、条例第17条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごと(条例第20条第2項の規定による廃止の届出又は条例第21条第1項の規定による完了の届出を行った場合にあつては、市長の指定する職員の立会いの下、市長が指定する期日)に試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める測定方法により行わなければならない。

(地質検査等の報告)

第16条 条例第17条第1項の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から10日以内(条例第20条第2項又は第21条第1項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日まで)に、特

業地質等検査報告書(第32号様式)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 第21条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書
- (3) 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び水質測定(濃度)結果証明書(第33号様式。環境計量士の発行したものに限る。)

2 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、条例第21条第1項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から10日以内(条例第23条第3項又は第24条第1項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する日まで)に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

定事業地質等検査報告書(第17号様式)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 第13条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析結果証明書
- (3) 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び水質測定結果証明書(第18号様式。環境計量士の発行したものに限る。)

2 特定事業が一時たい積事業である場合にあっては、条例第17条第1項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から10日以内(条例第20条第2項の規定による廃止の届出又は条例第21条第1項の規定による完了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する日まで)に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(標識)

第17条 条例第19条第1項に規定する標識は、土砂等の埋立て等に関する標識(第19号様式)とする。

2 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可年月日及びその番号
- (2) 特定事業の目的

(特定事業の廃止等の届出)

第24条 条例第23条第1項の規定による届出は、特定事業廃止(休止)計画届出書(第34号様式)に特定事業区域の状況が確認できる現況写真を添えて行わなければならない。

2 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその許可番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可期間
- (4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は休止をしようとする期間
- (5) 特定事業を廃止し、又は休止した場合の特定事業区域の構造
- (6) 特定事業を廃止し、又は休止した場合の特定事業区域

(3) 特定事業場の所在地

(4) 特定事業を行う者の氏名、住所又は所在地並びに連絡先の電話番号

(5) 特定事業の施工期間

(6) 特定事業区域(一時たい積事業にあつては、特定事業場)の面積

(7) 埋立て等に使用する土砂等の搬入予定量(一時たい積事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量)

(8) 現場責任者の氏名

(9) 特定事業場の見取図

(特定事業の廃止等の届出)

第18条 条例第20条第2項の規定による届出は、特定事業廃止(休止)届出書(第20号様式)により行うものとする。



以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(7) 特定事業を廃止し、又は休止するまでの工程

(8) 廃止し、又は休止しようとする特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、一時堆積事業の特定事業区域のうち土砂等が堆積されている面積

3 市長は、条例第23条第2項の確認を行い、特定事業の廃止又は休止に当たって支障がないと認めた場合にあつては、その旨を特定事業廃止(休止)事前確認通知書(第35号様式)により、当該届出をした者に通知する。

4 条例第23条第3項の規定による届出は、特定事業廃止(休止)届出書(第36号様式)に特定事業区域の状況が確認できる現況写真を添えて行うものとする。

(特定事業の完了の届出)

第25条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業完了届出書(第37号様式)に特定事業区域の状況が確認できる現況写真を添えて行うものとする。

2 条例第24条第2項の規定による通知は、特定事業完了検査済通知書(第38号様式)により行うものとする。

(譲受けの許可の申請)

第26条 条例第25条第2項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書(第39号様式)とする。

2 条例第25条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるもの

(特定事業の完了の届出)

第19条 条例第21条第1項の規定による届出は、特定事業完了届出書(第21号様式)により行うものとする。

とする。

- (1) 住民票の写し(申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書)
- (2) 申請者の印鑑登録証明書(法人である場合にあつては、印鑑証明書)
- (3) 誓約書
- (4) 申請者が未成年である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
- (5) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し
- (6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し
- (7) 申請者に第9条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し
- (8) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (9) 特定事業区域内土地使用同意書(一時堆積事業である場合にあつては、特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書)及び同意をした者の印鑑登録証明書(法人である場合にあつては、印鑑証明書)
- (10) 現場責任者選任証書

- (11) 事業履行誓約書
- (12) 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- (13) 譲受けすることを証する書類
- (14) その他市長が必要があると認める書類

3 条例第25条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及び許可番号
- (2) 譲り受けようとする特定事業の許可期間
- (3) 特定事業区域の位置
- (4) 申請者が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあっては、その役員の氏名
- (5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名
- (6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名(これらの者が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の額
- (7) 申請者に第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名
- (8) 現場責任者の氏名及び職名
- (9) 譲受けの理由

4 市長は、条例第25条第2項の譲受けの許可の申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をし、その旨を特定事業譲受許可(不許可)決定通知書(第40号様式)により、当該申請をした者に通知する。

5 条例第25条第5項の規定による通知は、特定事業譲受・相続等通知書(第41号様式)により行うものとする。  
(相続等の届出)

第27条 条例第26条第2項の規定による届出は、特定事業相続等届出書(第42号様式)に次に掲げる書面を添えて行うものとする。

(1) 住民票の写し(届出者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)

(2) 誓約書

(3) 届出者が未成年である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

(4) 届出者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し

(5) 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し

(6) 届出者に第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

(承継の届出)

第20条 条例第22条第2項の規定による届出は、特定事業承継届出書(第22号様式)に承継を証する書面を添えて行うものとする。

(7) 相続、合併又は分割の事実を証する書類及び書類に押印された印を証する印鑑登録証明書(法人である場合にあつては、印鑑証明書)

(8) その他市長が必要があると認める書類

2 前条第5項の規定は、条例第26条第2項の規定による通知について準用する。  
(身分を示す証明書)

第28条 条例第34条第2項に規定する証明書は、第43号様式とする。  
(書類等の提出部数)

第29条 この規則の規定により市長に提出する書類及び図面(条例第11条の規定による協議に係る書類及び図面を除く。)の部数は、正本1部副本1部とする。

2 条例第11条の規定による協議に係る書類及び図面を市長に提出する部数は、別に定める。  
(公表)

第30条

条例第38条の規定による公表は、インターネットを利用する方法により行うものとする。  
(補則)

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(身分を示す証明書)

第21条 条例第28条第2項に規定する証明書は、身分証明書(第23号様式)とする。  
(書類等の提出部数)

第22条 この規則の規定により市長に提出する書類及び図面の部数は、正本1部副本1部とする。

(補則)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第2

- 1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 埋立て等の高さ(特定事業により生じる<sup>のり</sup>法面の最下部(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端)と法面の最上部との高低差をいう。)は、原則として10メートル以内であること。ただし、土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全であることが確認された高さとすることができる。
- 4 埋立て等の法面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。ただし、土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全であることが確認された勾配とすることができる。
- 5 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの

別表第2

- 1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 埋立て等の高さ(特定事業区域とこれに隣接する土地の境界の現況地盤の最高地点(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端)と特定事業により生じたのり面の最上部の高低差をいう。)は、原則として2.5メートル以内であること。
- 4 埋立て等ののり面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。
- 5 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの

規定に適合すること。

- 6 法面の高さ(法面の最下部(擁壁を用いる場合)あつては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)が傾斜地等で5メートル以上になる場合にあつては、法面の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の小段を設け、必要に応じ、当該小段及び法面には雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 7 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 8 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- 9 特定事業区域(法面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- 10 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、災害時に備え、十分な保安地帯が設けられていること。
- 11 排水施設については、特定事業区域とその周辺の土地の地形、地盤、地質、土地利用計画等を勘案して集水区域を定め、必要に応じ設置すること。
- 12 特定事業により特定事業場の隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを防止するため雨水等を支障なく流下させる措置が講じられていること。

規定に適合すること。

- 6 のり面の高さ(のり面の最下部(擁壁を用いる場合)あつては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)が傾斜地等で5メートル以上になる場合にあつては、のり面の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の小段を設け、必要に応じ、当該小段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 7 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 8 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- 9 特定事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- 10 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、災害時に備え、十分な保安地帯が設けられていること。
- 11 排水施設については、特定事業区域とその周辺の土地の地形、地盤、地質、土地利用計画等を勘案して集水区域を定め、必要に応じ設置すること。
- 12 特定事業により特定事業場の隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを防止するため雨水等を支障なく流下させる措置が講じられていること。

別表第3

1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅員の保安地帯が設置されていること。

0.3ヘクタール未満	2メートル以上
0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	4メートル以上
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

2 土砂等の堆積の高さ(法面の最下部と最上部の高低差をいう。)が2.5メートル以下であること。

別表第3

1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

0.3ヘクタール未満	2メートル以上
0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	4メートル以上
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

2 土砂等のたい積の高さ(のり面の最下部と最上部の高低差をいう。)が2.5メートル以下であること。



- 3 土砂等の堆積の法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。
- 4 土砂等が飛散するおそれのあるものについては、散水等必要な措置が講じられていること。

別表第4

- 1 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業
- 2 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 3 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 4 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為

- 3 土砂等のたい積のり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。
- 4 土砂等が飛散するおそれのあるものについては、散水等必要な措置が講じられていること。

別表第4

- 1 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業
- 2 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 3 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 4 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為

- 6 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 7 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 8 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条の規定による許可を要する宅地造成
- 9 河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 10 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 11 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 12 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 13 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の15第1項の規定による農用地区域内における許可を要する開発行為

- 6 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 7 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 8 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条の規定による許可を要する宅地造成
- 9 河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 10 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 11 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 12 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 13 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の15第1項の規定による農用地区域内における許可を要する開発行為

- 14 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 15 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 16 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 17 千葉県立自然公園条例(昭和35年千葉県条例第15号)第12条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 18 千葉県港湾管理条例(昭和51年千葉県条例第45号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

- 14 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 15 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 16 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 17 千葉県立自然公園条例(昭和35年千葉県条例第15号)第12条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 18 千葉県港湾管理条例(昭和51年千葉県条例第45号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為